

苦情等調整制度の運営状況の概要

1 受付から処理までの状況

申立案件	市の機関の担当課	苦情等調整の実施状況 (調製の実施)	処理の状況(提言等)
まちづくり条例に係る開発行為等の手続に関するもの	建設部建築課ほか	調整を実施した	意見を表明した
男女共同参画わこうプランに係るパブリックコメントに関するもの	企画部政策課、 人権文化課	調整を実施した	意見を表明した

2 苦情等調整申立ての受付状況(申立て)

平成23年9月から、平成24年3月までに申立てのあった件数は2件でした。

行政組織的にみると、建設部1件(まちづくり条例に係る開発行為等の手続に関するもの)、企画部1件(男女共同参画わこうプランに係るパブリックコメントに関するもの)となっています。

3 苦情等調整の実施状況(調整)

平成23年度は、2件の苦情等調整の申立を受け、2件とも、調整委員が実際に調整(書類審査及び関係者への意見等聴取)を行いました。

4 処理の状況(提言等)

(調整の結果、必要なときは市長に対して意見を述べ、又は是正等の措置を講じるよう勧告をします。また、制度そのものに問題があるときは制度の改善をするよう提言をします。)

平成23年度は、以下のような状況となっています。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)意見を述べたもの | 2件 |
| (2)是正等の措置を講じるよう勧告したもの | 0件 |

(3)制度に問題があり、その改善をするよう提言したもの 0件